

名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年条例第13号。以下「条例」という。）第12条各号の規定に基づく許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第12条各号の規定に基づく許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出することにより、申請しなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとする場合（軽微な変更であって、変更の許可を受ける必要がないものとして市長が承認した場合を除く。）も、同様とする。

2 前項の規定により提出すべき許可申請書及び図書は、正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請（以下この条及び次条において「申請」という。）があったときには、当該申請に係る書類を審査し、許可又は不許可の処分を行うものとし、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面並びに前項に規定する許可申請書及び図書の副本を当該申請をした者に送付することにより、通知するものとする。

(1) 許可 許可通知書（様式第2号）

(2) 不許可 不許可通知書（様式第3号）

4 市長は、前項の処分を行うに当たっては、必要に応じ、名張市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(申請の取下げの届出)

第3条 申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受けるまでは、取下届出書（様式第4号）を市長に提出することにより、当該申請を取り下げることができる。

(変更の承認)

第4条 第2条第1項後段の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、設計変更承認申請書（様式第5号）に当該承認に係る変更に関する図書として市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出することにより、申請しなければならない。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、承認について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「許可申請書」とあるのは「承認申請書」と、同条第3項中「第1項の規定による申請（以下この条及び次条において「申請」という。）」とあるのは「第4条第1項の規定による申請（以

下この項及び次条において「申請」という。) 」と、同項第1号中「許可通知書(様式第2号)」とあるのは「設計変更承認通知書(様式第6号)」と、同項第2号中「不許可通知書(様式第3号)」とあるのは「その旨及びその理由を記載した書面」と、第3条「前条第3項」とあるのは「第4条第2項において読み替えて準用する第2条第3項」と読み替えるものとする。

(工事の取りやめ)

第5条 第2条第1項の許可(変更の許可及び承認を含む。次項において同じ。)を受けた者は、その工事の全部又は一部を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第7号)に、許可通知書(承認を受けた者にあつては、許可通知書及び設計変更承認通知書)を添えて、市長に提出することにより、届け出なければならない。

(許可の取消し)

第6条 市長は、第2条第1項の許可を受けた者が偽りその他不正の手段によりその許可を受けたことが判明したときは、当該許可を取り消すものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表(第2条関係)

図書	明示すべき事項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 敷地の位置
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 (3) 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り、各室の用途及び床面積 (3) 開口部の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置
2面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 建築物の各部分の高さ
地盤面算定表	(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ (2) 地盤面を算定するための算式

様式第1号（第2条関係）

許可申請書			
年 月 日			
名張市長		宛て	
申請者 住所			
氏名			印
<p>名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条各号の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>			
1. 建築主 住所 氏名	電話 (      )      -		
2. 代理者 住所 氏名	電話 (      )      -		
3. 設計者 住所 氏名	電話 (      )      -		
4. 敷地の所在地			
5. 計画地区			
6. 建築物の用途	7. 工事種別		
	新・増設部分	既存部分	合 計
8. 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
9. 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
10. 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
11. 前面道路幅員	m	12. 敷地境界線から外壁等までの距離	m
13. 建築物の高さ	m	14. 建築物の階数	階
15. 事業内容等			
16. 許可を受けようとする理由			
※条件			
※受付欄	※許可番号欄  <div style="text-align: right;">                     年 月 日                      第      号                 </div>		

様式第2号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

許可通知書

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった地区計画の区域内の建築物及びその敷地は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条第1号・第2号の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条件

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

不許可通知書

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった地区計画の区域内の建築物及びその敷地は、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年名張市条例第13号）第12条の規定により、下記の理由により不許可とします。

記

理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第3条関係)

取下届出書	
名張市長	宛て 年 月 日
	申請者 住所 氏名 印
<p>年 月 日付けで提出した許可申請書を取り下げたいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第3条の規定により、届け出ます。</p>	
1. 建築主 住所 氏名	電話 ( ) -
2. 代理者 住所 氏名	電話 ( ) -
3. 設計者 住所 氏名	電話 ( ) -
4. 敷地の所在地	
5. 建築物の用途	
6. 取下げの理由	

様式第5号（第4条関係）

<p>設計変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>名張市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>年 月 日付 第 号で許可された申請書について、次のとおり設計変更したいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第4条第1項の規定により申請します。</p>		
1. 建築主	住所 氏名	電話 ( ) -
2. 代理者	住所 氏名	電話 ( ) -
3. 設計者	住所 氏名	電話 ( ) -
4. 敷地の所在地	名張市	
5. 変更内容	変更前の計画	変更後の計画
	変更の理由	
※受付欄		<p>※承認番号欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p>

様式第6号（第4条関係）

設計変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

名張市長

年 月 日付けで申請のあった下記の許可に係る設計変更承認申請については、承認しましたので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第4条第2項において読み替えて準用する同規則第2条第3項の規定により通知します。

記

1. 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
2. 敷地の所在地 名張市

様式第7号(第5条関係)

<p>工事取りやめ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>名張市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>下記の工事を取りやめたいので、名張市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の適用を除外する建築物及びその敷地の許可に関する規則（令和元年名張市規則第23号）第5条の規定により、許可通知書（及び設計承認通知書）を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
1. 許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
2. 敷地の所在地			
3. 建築物の用途			
4. 取りやめの内容		許可面積	取りやめ面積
	建築面積		
	延べ面積		
5. 取りやめの理由			